愛知県北方領土問題教育者会議規約

（名称）

第１条　本会は、愛知県北方領土問題教育者会議と称する。

（目的）

第２条　本会は、青少年及び教育関係者に対する北方領土教育の拡大・充実を通じ、若い世代の領土問題に対する意識の醸成を図ることを目的とする。

（事業年度）

第３条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的達成のため、次の各号に揚げる活動を実施する。

（１）北方領土問題に関する教育の現状把握

（２）北方領土問題に関する事業の実施

（３）各教育機関への働きかけ

（４）その他、目的達成に必要な活動

（入会）

第５条　本会は、次の各号に該当する者を構成員とする。

（１）北方四島交流教育関係者訪問事業に参加した教育関係者

（２）北方領土問題教育指導者研修会に参加した教育関係者

（３）北方領土問題教育委員会関係者研修会に参加した教育関係者

（４）北方領土問題教育指導者地域研修会に参加した教育関係者

（５）北方領土青少年等現地視察事業に参加した教育関係者

（６）北方領土問題教育に関心のある教育関係者

（資格の喪失）

第６条　構成員は、地方公務員法の定める定年に達した日の属する事業年度終了後にその資格を喪失する。

（役員）

第７条　本会に次の役員を置く。

（１）会　長　１名

（２）副会長　若干名

（役員の選任）

第８条　会長及び副会長は、本会において選任する。

（職務）

第９条　会長は本会を代表し、その業務を総理する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が予め指名した順序によってその職務を代行する。

（任期）

第１０条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、役員は職員の定年等に関する条例第７条の管理監督職勤務上限年齢に達した日の属する事業年度終了後に任期を終える。

３　任期満了前に退任した役員の後任として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

（会議）
第１１条　本会の会議は年１回以上開催することとし、会長がこれを招集し、会務を総理する。
（事務局）
第１２条　本会の事務局は、北方領土返還要求愛知県民会議事務局が兼ねる。
（委任）
第１３条　本規約に定める他、運営に関する必要事項については、会長が別に定める。

附　則
この規約は、平成１８年７月１４日から施行する。
附　則
この規約は、平成２３年５月１２日から施行する。
附　則
この規約は、令和４年１２月１６日から施行する。
附　則
この規約は、令和５年６月２８日から施行する。
附　則
この規約は、令和６年１２月１１日から施行する。